# 税務課からのお知らせ

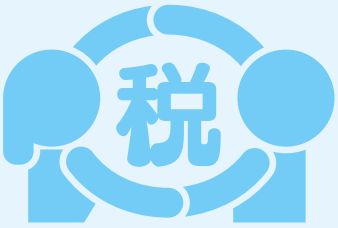


## 令和４年 確定申告日程表

■**早期受付期間**　2月3日（木）から2月10日（木）まで
（会場：南阿蘇村役場１階ロビー）
（この期間は、収入が年金のみの人、または年金以外の収入がある75歳以上の人を対象とします）

■**確定申告期間**　2月16日（水）から3月15日（火）まで

■**確定申告会場**　南阿蘇村役場２階　大会議室

■**申告受付時間**　午前8時30分から11時30分／午後1時から4時

所得税（村県民税・国民健康保険税）にかかる令和3年分の収入などの申告を、以下の日程で受け付けます。
※土・日・祝日の閉庁日は、申告を受け付けておりません。

### 2月

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 火 | 申告受付時間は同じです。 |
| 2 | 水 | |
| 3 | 木 | 申告早期受付　久木野地区 |
| 4 | 金 | 〃　久木野地区 |
| 5 | 土 | |
| 6 | 日 | |
| 7 | 月 | 申告早期受付　白水地区 |
| 8 | 火 | 〃　白水地区 |
| 9 | 水 | 申告早期受付　長陽地区 |
| 10 | 木 | 〃　長陽地区 |
| 11 | 金 | 建国記念の日 |
| 12 | 土 | |
| 13 | 日 | |
| 14 | 月 | 申告期間スタート |
| 15 | 火 | |
| 16 | 水 | 第3駐在区・第9駐在区 |
| 17 | 木 | 第4駐在区 |
| 18 | 金 | 第5駐在区・第6駐在区 |
| 19 | 土 | |
| 20 | 日 | |
| 21 | 月 | 第8駐在区 |
| 22 | 火 | 第2駐在区・第7駐在区 |
| 23 | 水 | 天皇誕生日 |
| 24 | 木 | 第1駐在区・中松3 |
| 25 | 金 | 白川西・吉田1 |
| 26 | 土 | |
| 27 | 日 | |
| 28 | 月 | 両併2・一関1 |

### 3月

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 火 | 一関2・吉田3 |
| 2 | 水 | 両併1・白川東 |
| 3 | 木 | 中松1・吉田2 |
| 4 | 金 | 中松2・両併3 |
| 5 | 土 | |
| 6 | 日 | |
| 7 | 月 | 喜多・乙ヶ瀬 |
| 8 | 火 | 下田・栃木 |
| 9 | 水 | 下野・沢津野 |
| 10 | 木 | 長野・川後田 |
| 11 | 金 | 立野・立野駅 |
| 12 | 土 | |
| 13 | 日 | |
| 14 | 月 | 黒川・新所・加勢 |
| 15 | 火 | 東下田・袴野・赤瀬 |

★申告受付期間は3月15日までです。

※次の人も住民税申告が必要となりますので、申告においでください。
①大学生、専門学生、主婦、病気などで働けなかった無収入の人
②遺族年金、障害年金受給者の人
③事業専従者や、配偶者控除・扶養控除の対象者で、所得証明書などが必要な人。

㈱住民税申告をされていないと、所得証明書などが発行されないばかりか、国保税など、住民税の申告状況を基に算定する行政サービスの負担額が上がってしまう場合もあります。

～お願い～
1）新型コロナ感染防止対策として、庁舎入口にて体温測定をおこないますが、発熱などかぜ症状がある場合、当日の申告はお断りさせていただきます。
2）申告当日の受付後は、申告の順番がくるまで、原則、自家用車内や控室での待機をお願いします。順番になりましたら電話などでお知らせしますので、マスクを着用して申告会場にお越しください。

# 阿蘇税務署および南九州税理士会（阿蘇支部）の申告相談会

次のとおり申告相談会を実施しますので、ご利用ください。

### 1. 阿蘇税務署および南九州税理士会（阿蘇支部）による申告相談会

■開催日時　2月7日（月）、8日（火）　午前9時から11時30分／午後1時から4時
■開催場所　南阿蘇村役場1階　西会議室
■内　　容　住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）申告書作成（初年度控除摘要の人が対象）
■必要書類　・年末残高証明書（金融機関発行）　・登記事項証明書（法務局発行）　・工事請負契約書
・売買契約書　・利子助成金などあれば、その金額がわかる書類など

### 2. 南九州税理士会（阿蘇支部）による申告相談会

■開催日時　2月24日（木）、3月3日（木）、4日（金）　午前9時から11時30分／午後1時から4時
■開催場所　南阿蘇村役場2階　大会議室
■内　　容　各種税務申告に関する相談
■必要書類（相談会共通）　・令和3年分の所得額や所得控除額が分かるもの（給与所得者の人は源泉徴収票）
・マイナンバーカード　・本人確認証（運転免許証や保険証など）

# 令和3年度税を考える作品表彰

国税庁などにより募集された「税に関する作品」に村内小中学校の児童生徒が作品を応募し、次のとおり受賞されました。

【作文】（納税貯蓄組合連合会・国税庁共催）

| 各賞 | 学校 | 氏名 | 学年 | 作品 |
|---|---|---|---|---|
| 阿蘇税務署長賞 | 南阿蘇中 | 中林　青子 | 3 | 健康で安全な生活のために |
| 阿蘇地区納税貯蓄組合連合会 会長賞 | 南阿蘇中 | 小林　　恵 | 3 | 税金の必要性 |

【習字】（租税教育推進協議会主催）

| 各賞 | 学校 | 氏名 | 学年 | 作品 |
|---|---|---|---|---|
| 阿蘇地区租税教育推進協議会長賞 | 南阿蘇中 | 菅原虎次朗 | 3 | 青色申告 |
| 阿蘇地区税務推進協議会 会長賞 | 南阿蘇中 | 興梠香里奈 | 1 | 青色申告 |
| 阿蘇税務署長賞 | 南阿蘇中 | 中林　青子 | 3 | 青色申告 |
| 阿蘇間税会長賞 | 南阿蘇中 | 後藤　遙伽 | 2 | 青色申告 |
| 南阿蘇村長賞 | 久木野小 | 長瀬　彩葉 | 2 | こくぜい |
| 南阿蘇村長賞 | 南阿蘇西小 | 北野　来和 | 6 | 電子申告 |

【標語】（間税会主催）

| 各賞 | 学校 | 氏名 | 学年 | 作品 |
|---|---|---|---|---|
| 阿蘇間税会会長賞 | 南阿蘇中 | 今村　美結 | 1 | 「税金はみんなの笑顔守ってる」 |

南阿蘇中学校　前列左から、今村さん、興梠さん、後藤さん、菅原さん、小林さん、中林さん

久木野小学校　長瀬さん

南阿蘇西小学校　北野さん

# 固定資産税は、事業用資産（償却資産）にもかかります

固定資産税は、土地や建物のほか、事業で使用する構築物や機械、備品などの資産についても課税されます。

そのため、償却資産を所有している人は、地方税法に基づき毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告しなければなりません。法人や自営業の人も申告の対象となります。

1月31日（月）までに申告書の提出をお願いいたします。

## 課税対象

①事業に利用することができる、土地および家屋以外の資産
②鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
③減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費として算入できるもの
④自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

## 申告が必要な償却資産

| 資産の種類 | | | 主な償却資産の内容 |
|---|---|---|---|
| 1 | 構築物 | 構築物 | 舗装路面、広告塔、門、塀、ビニールハウスなど |
| | | 建物 | プレハブなどの建物で基礎がないものなど |
| | | 建物附属設備 | 受変電設備、発電機設備、給排水施設など |
| 2 | 機械および装置 | | 農業用機械、太陽光発電機器など |
| 3 | 船舶 | | モーターボート、作業船など |
| 4 | 航空機 | | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど |
| 5 | 車両および運搬具 | | 大型特殊自動車など（自動車税・軽自動車税が課税されるものは対象外） |
| 6 | 工具・器具備品 | | 机、椅子、パソコン、レジスター、各種工具など |

**農業**　ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、農薬散布用ヘリコプター、その他農業用機械など　※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車は対象外

**飲食業**　借用店舗の内装、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオンサインなど

## 太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された事業用の太陽光発電設備は、償却資産の申告対象となります。

| 設置者 | 全量・余剰売電（10kW以上） | 余剰売電（10kW未満） |
|---|---|---|
| 個人（住宅用） | 事業用資産となり申告対象 | 住宅用設備となり**申告対象外** |
| 個人（事業用）・法人 | 事業用資産となり申告対象 | |

## 申告書の送付

前年度に申告した人には、12月中に申告書を送付します。なお、償却資産の増加・減少がない人も申告が必要です。

また、新たに申告が必要となる人で、申告書をお持ちでない人はご連絡いただければ様式を送付いたします。

※申告書様式などは、HPに掲載しておりますので、ダウンロードもできます。HPもご確認ください。

## 申告書の提出期限・提出先

【提 出 期 限】　1月31日（月）
【提　出　先】　税務課課税係（固定資産担当）
【問い合わせ】　税務課 課税係　℡0967（67）2703